

参議院法制局職員採用総合職試験 過去の出題例

※試験の際には、主要法令を収録した法令集を備え置くとともに、当該法令集に収録されていない関係法律については必要に応じ参考条文を添付。

【憲法】

○出題例 1

平成 19 年 6 月、A 市は X に対し、A 市が所有する市営住宅（以下「本件住宅」という。）の入居決定を行った。

A 市では、暴力団のいない安全で安心な市民生活の確保を目指し、平成 22 年 1 月、A 市営住宅条例を改正し、第 6 条第 5 号及び第 47 条第 5 号を新設した。

平成 24 年 4 月、勤めていた会社を解雇されて生活に困っていた X は、幼少期から親交のあった友人からの紹介により、暴力団員となった。

X は、暴力団員にはなったものの、生活環境においては自分が暴力団員であることを悟られたくないとして、その風貌や生活ぶりなどについて、一般市民と全く変わらないようにしていた。

しかし、X が居住する部屋の隣に居住している B は、X が暴力団員であるとの噂を聞きつけ、所轄の警察署に相談した。警察署は、暴力団に係る情報を登録した署内のデータベースに X が暴力団員として登録されていることを確認し、B に対してその旨回答するとともに、A 市に対して情報提供を行った。

X が暴力団員であるという事実を知った A 市は、平成 27 年 10 月、A 市営住宅条例第 47 条第 5 号に基づき、X に対して本件住宅の明渡しを求めて訴訟を提起した。

この訴訟において想定される X の憲法上の主張やこの事案に含まれる憲法上の問題点を挙げつつ、それについてのあなたの考えを述べなさい。なお、憲法第 94 条の問題について論ずる必要はないものとする。

○A 市営住宅条例（抄）

（市営住宅の入居者資格）

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備える者とする。

- 一 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- 二 現に同居し、又は同居しようとする家族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- 三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 四 その者の収入が、次に掲げる区分に応じ、次に定める金額を超えないこと。
イ～ハ 〔略〕
- 五 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(住宅の明渡し請求)

第四十七条 市長は、入居者が次のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

一～四 〔略〕

五 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

○出題例 2

我が国において、アルコール飲料は、古来より祝祭や会食など多くの場面で飲まれており、生活・文化の一部として親しまれてきている。一方で、飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るとされている。

平成12年の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（第1次）の報告書では、肝疾患、脳卒中、がん等の多くの疾患がアルコールと関連しており、長期にわたる多量の飲酒は、アルコールへの依存を形成し、本人の精神的・身体的健康を損なうとされており、平成28年に策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」では、多量に飲酒している者の割合は、男女とも改善していないとされている。

また、未成年者の飲酒については、上記「健康日本21」の報告書では、飲酒する未成年者自身の現在の健康問題だけでなく、将来にわたっての影響が大きく、未成年者の飲酒を防止するための地域、学校などにおけるアルコール関連問題に関する環境整備など多くの働き掛けを行うことが必要であるとされていることに加え、上記「アルコール健康障害対策推進基本計画」でも、未成年の飲酒は、未成年者飲酒禁止法で禁止されているにもかかわらず、ゼロにはなっておらず、かつ、未成年者の飲酒による脳の萎縮や第二次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクの高まりなどの心身の発育への影響が指摘されており、健全な心身の育成を図るため、未成年者の飲酒をゼロとすることが求められるとされている。

こうした不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の防止を図るため、次のような内容の法律案の立案を依頼されたと仮定し、このような法律案に含まれる憲法上の問題点について、問題となり得る条文を挙げた上で、論ぜよ。

- | |
|--|
| <p>(1) 酒類に係るテレビ広告においては、現に人が飲酒している様子を一切描写してはならないこととし、これに違反した者については30万円以下の罰金に処することとする。</p> <p>(2) 次に掲げる場所に酒類に係る屋外広告物(※)を設置してはならないこととし、これに違反した者については30万円以下の罰金に処することとする。</p> <p>① 小学校・中学校・高等学校・大学の敷地の周囲100メートル以内の場所</p> <p>② ①のほか、多数の未成年者が利用する可能性が高い公共施設の敷地の周囲</p> |
|--|

100メートル以内の場所

※ 屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

○出題例 3

〔参考資料〕のグラフは、総務省が公表している国政選挙の投票率の推移を示したものであるが、平成26年に行われた第47回衆議院議員総選挙では52.66%、平成28年に行われた第24回参議院議員通常選挙では54.70%と、投票率が低い水準にとどまっている。

そこで、国政選挙の投票率を向上させるため、【案1】～【案3】のような内容の法律案の立案を依頼されたと仮定する。

【案1】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② ①に違反した場合の制裁措置は、定めないこととする。

【案2】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② 選挙人が正当な理由なく衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしなかった場合、2,000円以下の過料に処することとする。

【案3】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② 連続して3回、正当な理由なく衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をしなかった者については、その投票をしなかった最後の選挙の日から3年間に限り、衆議院議員及び参議院議員の選挙の選挙権及び被選挙権を剥奪することとする。

【案1】～【案3】のいずれの案についても、選挙人が選挙において白票を投じることは可能であることを前提とする。

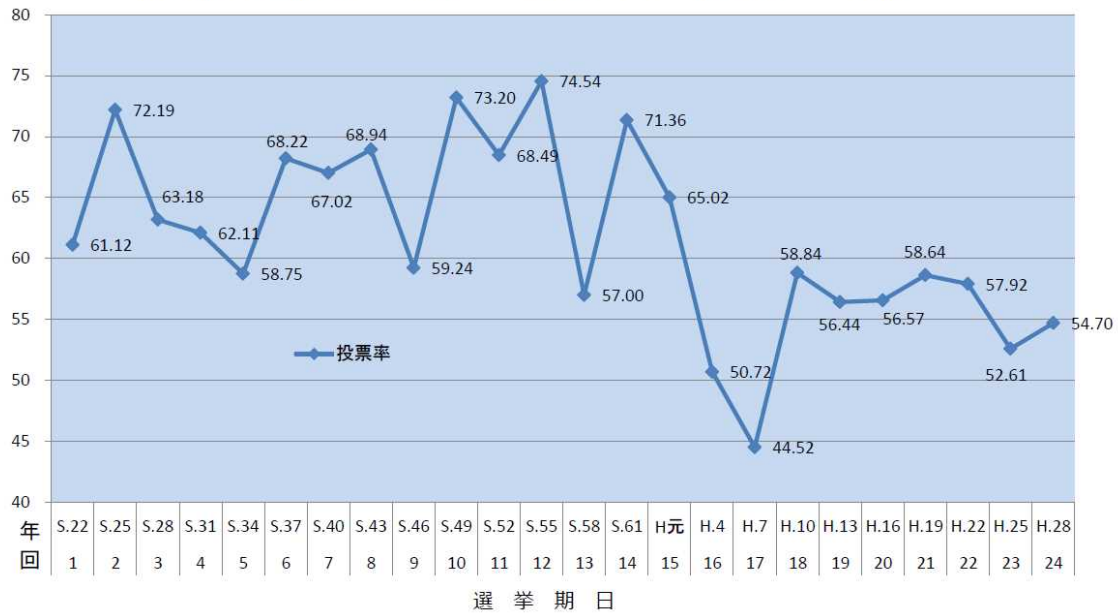
以上を踏まえて、【案1】～【案3】のそれぞれの憲法上の問題点について論ぜよ。

[参考資料]

% 衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移



% 参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移



出典：「国政選挙における投票率の推移」（総務省）

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/)

【行政法】

○出題例 1

A市は、駅周辺の公共施設の整備・改善を目的とした土地区画整理事業について、事業計画の決定を行った。事業計画の施行地区内に土地を所有しているXは、事業計画が土地区画整理法の目的に反すると考えている。この場合において、次の各問いに答えなさい。なお、(1)及び(2)は、それぞれ独立した問いとする。

- (1) Xは、事業計画の決定の取消しを求めて訴訟を提起しようとしている。事業計画の決定に処分性は認められるか。
- (2) 事業計画について争われることなく土地区画整理事業は進行し、換地処分（従前の土地の権利者に、従前の土地に代えてこれに相当する他の土地を交付する処分）が行われた。この段階において、その所有する土地が換地処分の対象となったXは、当該換地処分につき取消訴訟を提起し、その取消原因として事業計画の決定の違法性を主張することが認められるか。

○出題例 2

Xは、A法により特別地域に指定された区域に甲土地を所有しており、甲土地に高さ5メートルの建物を建築することを考えているが、A法では、当該特別地域内に建物を建築しようとするときは、あらかじめY大臣の許可を受けなければならないこととされており、さらに、当該許可の権限はY大臣からY省の地方事務所に委任されていた。そこで、Xがその区域を所管するY省の地方事務所長に対して当該許可の申請をしたところ、当該地方事務所長は、これを不許可とした。

しかし、Xの調べたところによると、当該許可の運用については、Y省がY省の地方事務所長宛てに通達を發出しており、これによれば、当該特別地域では、高さ15メートル以下の建物の建築は、工法上の要件に合致する限り、許可すべきものとされており、Xが建築しようとしている建物も、この要件を全て満たしていた。また、実際にも、当該特別地域内の甲土地周辺では、Xと同様の建物の建築は、全て許可されていることが分かった。

そこで、Xは、上記の不許可処分は違法であると主張して、当該不許可処分の取消訴訟を提起することを考えている。

以上を前提として、次の(1)及び(2)の問いについて、検討せよ。

- (1) 通達の意義及び法的性質について説明せよ。
- (2) 上記の事案においてXが当該不許可処分の取消訴訟を提起した場合に、Xの主張は認められるか、論ぜよ。

○出題例 3

(1) 行政行為の職権取消しと撤回との違いについて説明せよ。

(2) Xは、A県において公衆浴場を経営するため、A県知事に対して公衆浴場法第2条第1項に基づく公衆浴場業の許可を申請した上で、公衆浴場を建設し、同項の許可を受けた。また、当該許可には同法第2条第4項に基づく条件も付されなかった。

ところが、Xは、当該許可を受けてから3年以上が経過したにもかかわらず、当該公衆浴場の営業を開始することなく、これを放置している。

A県知事が事情を聴取したところ、Xは、いずれは当該公衆浴場を営業したいと思っていると話したものの、3年以上にわたり当該公衆浴場の営業を開始していない理由や当該公衆浴場の営業を開始するに当たっての今後の具体的な計画については、何ら合理的な説明をしなかった。

A県知事は、Xが長期間にわたり当該公衆浴場の営業を開始せずにこれを放置していることが、他の事業者が当該公衆浴場の周辺地域において公衆浴場を開業するに当たっての妨げとなるため、Xに対する公衆浴場業の許可を取り消すことを検討している。

この事案における行政法上の問題点について、参考条文を踏まえて論ぜよ。

【参考条文】

○ 公衆浴場法（抄）

第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 〔略〕

第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 〔略〕

第七条 都道府県知事は、営業者が、第二条第四項の規定により附した条件又は第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 〔略〕

○ A県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（抄）
（設置場所の配置の基準）

第二条 公衆浴場法第二条第三項の規定による条例で定める設置の場所の配置の基準は、温湯等を使用し、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設

として利用されるもの(以下「普通公衆浴場」という。)の設置場所が、既設の普通公衆浴場と三百メートル以上の距離(浴場本屋の四壁中最近の部分間でこれを測定する。)を保たなければならないこととする。

【民法】

○出題例 1

A (88 歳) は、重度の認知症患者であり責任無能力の状態にある。A と同居している夫 Y (86 歳) は、要介護 1 の認定を受けている。また、A と Y の間の一人娘である長女 Z は、A Y 宅の近くに居住している。

Y と Z は話し合っ、Y が自宅で A を介護することとし、Z は、A の財産管理を行うとともに、仕事や家事の合間を見つつ、主に平日の夜や休日を中心に、週に数回訪問して A の介護を手伝っていた。

A には昼夜を問わず外出する傾向があったため、Z は玄関ドアにブザーを設置し、Y は、自己の在宅時に A が玄関ドアを開けた場合にはブザーが鳴動するようブザーの電源を入れるようにしていた。

ある日、Y は、買出しの疲れから、玄関ドアのブザーの電源を入れることなく昼寝をした。その間に、A は、仏壇のろうそくの近くに置かれていたライターを持ち出して外出し、近所の X 宅に火をつけ、半焼させた。この時、Z は工作中であった。

この場合において、X による Y 及び Z に対する損害賠償請求が認められるかについて、想定される反論にも言及しつつ論じなさい。

○出題例 2

<第 1 問>

大学時代からの友人である A、B、C の 3 人は、在学中は同じサークルに所属し、農業や釣りなどを楽しんでいたが、現在は東京都内でそれぞれ一人暮らしをしながら会社員として働いている。

30 歳となった 3 人は、各人の貯蓄が 300 万円以上となったことから、資金を出し合っ郊外で週末に農業などを楽しむことのできる拠点を作ることとした。そこで、3 人は、それぞれ 100 万円を負担して宿泊用に古民家である甲建物を 300 万円で購入し、持分 3 分の 1 ずつの割合で共有することとした。

以上を前提として、次の (1) 及び (2) の問いについて、現行民法の関係する条文を挙げた上で、検討せよ。なお、(1) 及び (2) は、それぞれ独立した問いとする。

(1) 甲建物が雨漏りし始めたため、C は、甲建物の修理を行おうとしている。C は、A 及び B の了解を得ないまま、修理を行うことができるか。

(2) C は、甲建物の 1 階の和室 3 室の壁を取り払っ広いリビングダイニングとするリフォームを行おうとしている。

- ① リフォームに反対するA及びBは、どのような手段を講じることができるか。
- ② A、B、Cの3人は、リフォームをするかどうかについて何度も協議したが、結論は出ず、3人の関係性も悪化してしまった。A及びBは、Cの持分相当の金銭をCに支払うことによりCとの共有関係を解消し、甲建物（時価 300 万円）をA及びBの2人の共有とすることができるか。なお、A及びBは、2人だけで甲建物を共有したいと考えているが、Cは、引き続き甲建物を共有できないのであれば、A及びBの2人だけが甲建物を共有することは許せないとし、甲建物を競売に付して、3人それぞれの持分の割合に応じて売却代金を分割することを求めている。

<第2問>

平成30年3月22日、Xは、乙土地を競売により取得した。Xは、年度末で仕事が忙しかったため、入札前に、現地に行って物件を確認したり、弁護士等の専門家に依頼して権利関係を調査したりはしなかった。

平成30年4月8日、仕事が落ち着いたためXが乙土地へ赴いたところ、乙土地には丙建物が存在していた（なお、丙建物は、乙土地の利用権原を伴わない建物である。）。登記簿によれば、丙建物はYの父Dの所有であったが、Dが平成28年5月4日に死亡したため、Yが相続により取得し、同年12月2日に相続登記がされていた。現在も登記簿上、丙建物はY所有名義となっている。

そこで、Xは、Yに対し、土地所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起した。ところが、Yは、丙建物をEに代金450万円で平成28年5月17日に売り渡したものの、Eへの所有権移転登記はされていなかったことが明らかとなった。

Xの請求は認められるか。Yの反論も考慮しつつ、論ぜよ。

○出題例3

Aは、X社の経理部長であり、X社が所有する不動産及び動産の管理を担当していた。また、X社は、その所有する不動産について売買契約等の取引を行う際には、当該取引ごとにX社の経理部長に代理権を授与することとしていた。

以上を前提として、次の(1)及び(2)について、現行民法の関係する条文を挙げた上で、検討せよ。なお、(1)及び(2)は、それぞれ独立した問いとする。

(1) X社は、その所有するマンションをY社に売却するに当たり、Aに代理権を与えたところ、Aは、その売却金の一部を着服する意思の下、X社の名においてY社との間で当該マンションについての売買契約を締結した。

Y社は、X社の代理人であるAを通じてX社と数多くの取引を行っており、いずれの取引においてもトラブルが発生したことはなかった。また、当該売買契約の内容やこれを締結するに当たってのAの様子についても、従来の取引と異なる

ところではなかった。

後日、Aは、Y社から支払われた当該マンションの代金の一部をX社に引き渡さずに着服した。

この場合において、Y社は、X社に対し、当該マンションの明渡しを求めることができるか。

(2) X社は、その所有する甲土地をY社に売却するに当たり、Aに代理権を与えたところ、Aは、X社に無断でY社の代理人にもなり、双方の代理人として甲土地についての売買契約を締結した。なお、Y社は、AがX社の代理人にもなり当該売買契約を締結することについて、あらかじめ許諾していた。当該売買契約の締結後、AがY社の代理人にもなっていたことを知ったX社は、当該売買契約を追認したが、そのことを理由にAをX社の経理部長から解任した。

ところが、Aは、引き続きX社の経理部長と称して、X社の名においてZ社との間でX社が所有する乙土地についての売買契約を締結した。なお、Z社は、長年にわたりX社の代理人であるAを通じてX社と不動産の取引を行っていたが、X社がその所有する不動産の取引を行う際には当該取引ごとにX社の経理部長に代理権を授与することとしていたことを知らされておらず、Aは経理部長であることから不動産の取引についての包括的な代理権を有すると考えていた。

Z社は、乙土地についての売買契約を締結する前に、Aが甲土地についての売買契約の締結に当たりX社に無断でY社の代理人にもなったことを理由に経理部長を解任されたとのうわさを聞いていたが、長年の付き合いがあるX社に対して、その真偽を直接確認することははばかられた。そこで、Z社は、甲土地の登記を確認することを思い付き、これを確認したところ、甲土地の登記はX社からY社に移転されていた。このことから、Z社は、甲土地についての売買契約は有効に成立しており、Aが経理部長を解任されたとのうわさについても真実ではないと思い、乙土地についての売買契約を締結するに当たり、Aが経理部長であるか否かについてX社に確認しなかった。

後日、Z社は、当該売買契約に基づき、X社に対し、乙土地の代金を支払った。

この場合において、Z社は、X社に対し、乙土地の明渡しを求めることができるか。